

平成 24 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 新日本製鐵株式會社  
代表者名 代表取締役社長 宗岡 正二  
コード番号 5401  
問合せ先 総務部総務グループリーダー - 新海 一正  
( TEL . 03 - 6867 - 4111 )

### 商号等、定款中一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。尚、この定款変更は、平成 24 年 6 月 26 日に開催予定の定時株主総会における承認並びに同年 10 月 1 日に予定する当社及び住友金属工業株式会社（以下、「住金」）の経営統合の成立を条件といたします。

#### 記

##### 1．定款変更の目的

当社は、平成 24 年 10 月 1 日に住金との間で経営統合を予定していることから、これに併せて、当社定款中、商号、事業目的、発行可能株式総数及び取締役に関する規定等の変更を行うものです。

##### 2．定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3．日程

平成 24 年 5 月 15 日（火曜日）	定時株主総会の招集を決定する取締役会開催（予定）
平成 24 年 6 月 26 日（火曜日）	定時株主総会開催（定款変更議案含む）（予定）
平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）	定款変更の効力発生日（住金との経営統合期日）（予定）

以 上

現行定款	変更後の定款案
<p>第1条 本会社は、<u>新日本製鐵株式会社</u>と称する。 英文では、<u>NIPPON STEEL CORPORATION</u>と表示する。</p>	<p>第1条 本会社は、<u>新日鐵住金株式会社</u>と称する。 英文では、<u>NIPPON STEEL &amp; SUMITOMO METAL CORPORATION</u>と表示する。</p>
<p>第2条 本会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (略) <u>(4)都市開発事業及び宅地建物の取引・貸借</u> <u>(5)化学製品、電子部品等の製造・販売</u> <u>(6)非鉄金属、セラミックス、炭素繊維等の製造・販売</u> <u>(7)コンピュータシステムの利用・開発に係るエンジニアリング・コンサルティング</u> <u>(8)貨物の運送及び倉庫事業</u> <u>(9)電気・ガス・熱等の供給事業</u> <u>(10)廃棄物処理・再生処理事業</u> (新設) <u>(11)文化・福祉・スポーツ施設等の運営</u> (12) (略)</p>	<p>第2条 本会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (同左) (削る) <u>(4)化学製品、電子部品等の製造・販売</u> <u>(5)非鉄金属、セラミックス、炭素繊維等の製造・販売</u> <u>(6)コンピュータシステムの利用・開発に係るエンジニアリング・コンサルティング</u> <u>(7)貨物の運送及び倉庫事業</u> <u>(8)電気・ガス・熱等の供給事業</u> <u>(9)廃棄物処理・再生処理事業</u> <u>(10)不動産の売買・貸借・仲介</u> <u>(11)文化・福祉・スポーツ・研修施設等の運営</u> (12) (同左)</p>
<p>第5条 本会社が発行することができる株式の総数は、<u>9,917,077,000株</u>とする。</p>	<p>第5条 本会社が発行することができる株式の総数は、<u>20,000,000,000株</u>とする。</p>
<p>第11条 株主総会は、社長が招集し、その議長となる。但し、社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第11条 株主総会は、<u>会長又は</u>社長が招集し、その議長となる。但し、<u>会長及び</u>社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第15条 本会社は、<u>15名以内</u>の取締役及び取締役会を置く。</p>	<p>第15条 本会社は、<u>20名以内</u>の取締役及び取締役会を置く。</p>
<p>第19条 (略) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から副社長及び常務を選ぶことができる。</p>	<p>第19条 (同左) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から<u>副会長、副社長及び</u>常務を選ぶことができる。</p>

<p>第20条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。</p>	<p>第20条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。<u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第21条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。但し、社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第21条 取締役会は、<u>会長又は</u>社長が招集し、その議長となる。但し、<u>会長及び</u>社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第31条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。</p>	<p>第31条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。<u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

以上